

神戸市ファミリー・サポート・センター 会則

(名 称)

第1条 本会は、神戸市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を神戸市東灘区田中町5丁目3-18生活協同組合コープこうべ生活文化センター2階に置く。

(目 的)

第3条 センターは、地域人材の発掘及び育成を図り、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を推進することによって子育て支援を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 育児に関する相互援助活動の調整
- (3) 会員に対する講習会の開催
- (4) 会員の交流を深めるための交流会の開催
- (5) 神戸市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第4条第2項に規定する会員の中から世話役として選任したサブリーダー（以下「地域リーダー」という。）との定期的情報交換や関係機関との連絡調整
- (6) 定期的な広報誌の発行
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること

(会 員)

第5条 センターに、次の3種類の会員を置く。

(1) 依頼会員

神戸市内に居住または、通勤・通学しており、おおむね生後3か月から小学校6年生までの子どもの保護者及びそれに準ずる者で、センターの目的に賛同し、センターが実施する入会説明会に参加して入会登録をした者。ただし、特別の事情があり、事前にセンターの許可を得た場合は、代理人による入会説明会への参加を可能とする。

(2) 協力会員

神戸市に在住しており、援助活動に理解を有し、心身共に健康な者で、センタ

ーセが実施する協力会員養成講習会を修了して入会登録をした者。

(3) 両方会員

依頼会員であって協力会員である者。

2 センターは、登録した会員に、会員証を発行する。

(会員の遵守事項等)

第6条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 援助活動を通じて知り得た情報を他に漏らさないこと。会員でなくなった後も同様とする。
- (2) 援助活動を通じて、政治、宗教等を目的とする行為を行わないこと。
- (3) 援助活動を通じて、物品のあっせん又は販売をしないこと。
- (4) 協力会員は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに依頼会員及びセンターに報告すること。
- (5) 援助活動に生じた事故やトラブルは、会員間において解決することを基本とする。
- (6) 協力会員が保育施設等への送迎を行うなど、協力会員の家庭以外の場所で援助活動を実施する場合は、会員証を携帯し、保育施設等の職員その他の関係者から請求があったときは、これを提示する。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的に反する行為を行わない。

(継 続)

第7条 会員は、会員活動の継続の意思を伝えるとともに、必要に応じて登録情報の更新を行う。

2 会員は、センターが実施する「フォローアップ講習会」に参加して援助活動のスキルアップに努めるとともに、「会員交流会」への参加等を通じた会員同士の交流により相互援助活動の円滑化を図る。

(退 会)

第8条 センターは、次の場合に会員を退会とする。

- (1) 会員が退会を届けたとき。
- (2) 協力会員が神戸市外に転居したとき。
- (3) 依頼会員が神戸市外に転居、または通勤・通学したとき。
- (4) 会員活動の継続意思が確認できないとき。
- (5) 会員として相応しくない行為があったとき。
- (6) 相互援助活動の実施に適正を欠くと認められるとき。

2 協力会員及び両方会員は、退会に際して、第5条により発行された会員証を返還する。

(保 険)

第9条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に加入する。

(体 制)

第10条 センターには、次の人員を置く。

- (1) センター長
センターの代表者として業務の統括を行う。
- (2) センター長補佐
センター長の補佐を行う。
- (3) アドバイザー
円滑な相互援助活動のために、次に掲げる業務を行う。
 - ア. 会員の募集及び登録
 - イ. 会員の継続及び退会にかかる手続き
 - ウ. 地域リーダーの選任及び育成並びに定期的な情報共有
 - エ. 会員の相互援助活動の調整
 - オ. 会員を対象とした講習会の実施
 - カ. 会員同士の交流の促進
 - キ. 会員間のトラブル及び円滑な活動への助言
 - ク. 広報紙の発行等広報活動
 - ケ. 他のセンターとの連絡調整
 - コ. 経理事務等のセンター運営にかかる業務
 - サ. その他、センターの目的を遂行するために必要な業務

(相互援助活動の内容)

第11条 相互援助活動の内容は、次の各号に掲げるものとする。但し、市長が認めるときはこの限りでない。

- (1) 保育施設等の保育開始前・終了後の預かり。
 - (2) 保育施設等への送迎。
 - (3) 学校への登校前並びに学校の放課後及び学校の放課後等に行われる児童健全育成活動の終了後の預かり。
 - (4) 育児に伴う負担軽減(リフレッシュ)、家族の看護・介護等、臨時的・突発的に援助が必要な場合の預かり。
- 2 子どもを預かる場合は、原則として協力会員の家庭において行う。
 - 3 援助活動は、子どもの宿泊、家事援助及び病児を対象としては行わない。
 - 4 一時的、補助的な利用を原則とし、長時間、長期間及び専門的な預かりを行うものではない。

(相互援助活動の実施方法)

第 12 条 相互援助活動の実施は、次に掲げる手順で行う。

- 2 依頼会員は、援助を必要とする場合には、アドバイザーに援助の依頼の連絡をする。
- 3 依頼会員から援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認のうえ、申込みの内容にふさわしいと認められる協力会員に連絡する。
- 4 依頼会員は、援助を受ける子どもと共に協力会員と「事前打ち合わせ」を行い、詳細な情報の交換をする。
- 5 「事前打ち合わせ」終了後、依頼会員は具体的な依頼の内容を協力会員に伝え、援助を受ける。また、協力会員に了承された依頼内容をセンターに報告する。
- 6 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 7 協力会員は、援助実施後、「援助活動の報告」を作成し、当該援助を受けた依頼会員の確認を受けなければならない。
- 8 「援助活動報告書」は、協力会員が 1 部、依頼会員が 1 部を保管する。センターは、毎月翌月の 5 日までに協力会員より提出される 1 部を保管する。ただし、「神戸市ファミリーサポート運営支援システム」によって援助活動の報告を作成した場合は、この限りではない。

(利用料)

第 13 条 前条の援助を受けた依頼会員は、協力会員に対し、当該援助終了後、別に定められた基準に従って利用料を支払うものとする。

附 則

この会則は、平成 13 年 7 月 2 日から施行する。

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。